

昭・11・田

京都越冬斗争実行委員会結成集会

日雇労働者の人権と労働を考える会

◆ '85・行動の経過 ◆

- 1月 4日 釜ヶ崎越冬・地域交流会において京都駅での弾圧報告
- 5日 京都駅弾圧実態調査
- 18日 対狩り込み早朝調査、弁護士を含む対策会
- 23日 京都駅弾圧実態再調査
- 2月 4日 「日雇労働者の人権と労働を考える会」準備会（2月末発足）
- 20日 京都駅・京都鉄道公安室・京都府警七条署糾弾行動
- 3月 9日 京都駅における日雇労働者差別治安弾圧実態報告会
- 末 部落解放同盟京都府連合会が京都駅に対し回答明示を迫る
- 4月13日 行政闘争に向けてアンケート調査（阪急河原町～烏丸、木屋町、円山公園等）
- 16日 京都駅での救急問題発生
- 17日 救急問題で下京福祉事務所追及
(25日 一斉狩り込み 逮捕2名・始末書11名)
- 30日 民生行政糾弾交渉
- 5月25日 下京福祉事務所文書回答、夜間パトロール調査（京都駅）
- 30日 京都駅文書回答
- 6月10日 救急問題で下京消防署・武田病院調査
- 13日 民生行政・京都駅糾弾交渉
- 26日 七条公共職業安定所・下京福祉事務所糾弾行動
- 28日 京都駅における日雇労働者差別・治安弾圧へ抗議糾弾行動報告会
- 7月25日 下京福祉事務所等文書回答
- 27日 京都駅文書回答
- 28日 第1回連続講座「京都における下層労働者の闘いの歴史」
- 30日 民生行政・京都駅糾弾交渉
- 10月 8日 中央保護所見学
- 15日 七条職安に対し文書回答促進を要求
- 25日 民生行政・京都駅・七条職安糾弾交渉
- 30日 七条職安文書回答
- 11月13日 越年対策に向けて民生行政・京都駅・七条職安との小委員会交渉（予定）

★7／30糾弾交渉

まず、別紙に述べた6／18の事について、

- ① 警察発表の新聞記事は全く事実と異なり、「浮浪者」差別・治安弾圧を正当化するもの
- ② Aさんに対するその職員の対応は、言われるまでもなく区役所・福祉事務所の職員として取るべきものではない。6／13の糾弾交渉での問題点の指摘・追及・確認にもかかわらず、対応がその場だけになっている。全職員にどう周知徹底するのか?またどう責任をとるのか?
- ③ 昼間より夜間の方が「保護」を要する人が多いはずだが、この場合の「保護」が警察任せになっていることが今回のような問題を引き起こした。区役所・福祉事務所から直接(警察を経由せず)中央保護所へとすべきだ
- ④ 中央保護所はその規模に比して、当面必要とされる役割さえ果たしていない。もっと整備拡充して、実際の必要に応じられるようにすべきだ
- ⑤ 今後の問題として、日雇・困窮労働者の総合対策を行う機関が必要となる。民生行政・京都駅の他、府労働行政(七条職安)と我々も含めた協議機関を作るべきである等の要求・糾弾を行った。

これに対して市民生行政(下京福祉事務所・下京区役所・中央保護所)は、

- ① 区役所・福祉事務所の別を問わず、全体の問題として取り組んでいく
- ② 区役所も保護所も夜間(午後5時以降)は1人しか居らず、今まで区役所→保護所の体制ができていたなかったので、宿直者が警察に連絡した。今後午後5時以降に警察しか行先がないというのは問題なので、民生局保護課と福祉課で検討して至急解決する
- ③ 昼間の下京福祉事務所の直接の保護受付数や、昼夜を問わない警察を通じての受付数は、京都には福祉事務所が10余りあり、それらを通じて全て下京福祉事務所へ送られて来るが、数は把握できていない。保護所への入所者は84年度 225名で、七条署その他の警察経由分は全体の10%くらい。現在は日雇・困窮労働者に対応できる法律がなく、生活保護法を弾力的に運用し適宜対応していく。中央保護所には8名の職員がいるが所長・給食係の2人以外は非常勤嘱託である。又この施設を整備拡充する計画は京都市としてはない
- ④ 下京福祉事務所が京都での集中的な窓口になっているが、現在の体制では午後5時以降対応できない。これは問題なので、中央保護所として24時間体制がとられている横浜・大阪・名古屋等の例を勉強したい。総合的な相談窓口を設置する計画については、関係諸機関(駅・職安・区役所・保護所・福祉事務所)で連絡協議会を設置する

等と、一見しおらしくその責任を認めるような発言であった。

又、京都駅に対しての

- ① 京都市と共同して対処すべきであるが、鉄道公安室へも伝えて、今後一切七条署への狩り込み要請は行わないこと
- ② 区役所・福祉事務所・中央保護所と相談して、生活案内・生活保護を行うこと。昼間は福祉事務所へ連絡している駅での「要保護」者に対して、夜間に対応する体制を早急に確立し、駅側の窓口は鉄道公安室ではなく必ず京都駅とすること
- ③ 駅構内を手配師が横行している。労働行政の貧困によるもので、寄せ場も消滅しており京都駅が手配現場になっている。鉄道公安室はこれを誰よりもよく知っている。労働者には両者が手を結んでいるとしか見えない。労働者を追い出すのではなく、手配師を取り締まれ
- ④ 京都駅・鉄道公安室の人間で根本的な学習をすること

等の要求・糾弾に、京都駅のおざなりで官僚的回答は、

- ① 駅には駅の管理権があり、何かの「事件」で捜査が行われる場合は知らないが、一斉狩り込み等は事前に駅に連絡がある。鉄道営業法で犯罪があった場合は別だが、鉄道公安室にも要請しないよう指示する
 - ② 生活案内・生活指導として、労働者ることは関係機関に伝える
 - ③ 手配師の件は職安と話し合って対処する。鉄道公安室へも申し置く
 - ④ 全人間的な問題としてとらえ対処していかなければならない問題と考えている等であった。京都駅には日常的に野宿者の排除をしないことを確認させた上で、最終的に、市民生行政に対して、
- ① 「前科」がついたAさんに対して、区役所・福祉事務所の責任をはっきりさせる
 - ② これらの問題を協議会で今後詰めていくが、当面必要とされることについては、なるべく早く文

書化する

③ 回答を3/25（京都市長選）以降提出し、話を詰める

京都駅に対して、

① 一斉取り締まりは今後ない（少なくとも駅から要請しないということ）

② 七条署からの取り締まり要請が駅に入っても、鉄道公安室も含め断る

③ 差別についての勉強会をもつ

等のことを約束させて終えた。

又、前回約束の「救急と行路保護」実態調査については別紙のような回答及び報告が、市民生行政よりなされた。

★10/25糾弾交渉